
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第62号》 2021年10月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

■ -- 目 次 -- ■ -----

- 【1】 岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します（市）
- 【2】 事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）
- 【3】 新しい生活様式への経営環境整備を支援します（第4次募集）（市）
- 【4】 先端設備等導入を支援します（第4次募集）（市）
- 【5】 広告掲載募集中！岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！（市）
- 【6】 創業セミナー（岸和田商工会議所）
- 【7】 製造業向けDXセミナー（岸和田商工会議所）
- 【8】 知的財産に関するセミナー（岸和田商工会議所）
- 【9】 サービス・小売・卸売業向けDXセミナー（岸和田商工会議所）
- 【10】 Google マイビジネスセミナー（岸和田商工会議所）

■ -- 各 情 報 -- ■ -----

- 【1】 -----

岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します（市）

◆岸和田市中小企業等月次支援応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、特に深刻な影響を受けながらも、国の給付する月次支援金を活用して事業継続に取り組む市内の中小企

業者等に幅広く活用いただくため、岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します。

【支給要件（下記4点全てを満たす必要があります）】

- ・岸和田市月次支援応援金の申請日において、岸和田市内に本店をもつ中小法人又は岸和田市内に主たる事業所等をもつ個人事業者等で、今後も岸和田市内で事業を継続する意思があること。
- ・2021年4月分から8月分の国の月次支援金をいずれか受給していること
- ・市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

【給付額】

月額最大4万円×最大5ヵ月（2021年4月分～2021年8月分）＝最大20万円

月額の計算方法：4万円×月次支援金給付割合

※月次支援金給付割合（法人の場合）・・・実際に該当月分として支給された国の月次支援金の金額÷20万円

※月次支援金給付割合（個人事業者等の場合）・・・実際に該当月分として支給された国の月次支援金の金額÷10万円

※2021年4月分から8月分まで各月ごとに1,000円未満を切り捨てして金額計算を行い、各月の月額を合計した金額が支給額となります。

【申請受付期間】

令和3年10月5日から令和4年1月31日まで（当日消印有効）

【詳細】以下のホームページをご確認ください。（変更される場合があります）
<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/getsuzishien-ouenkin.html>

【問い合わせ先】

岸和田市役所産業政策課 岸和田市月次支援応援金担当（9時00分～17時30分
（土、日、祝等閉庁日を除く））

Tel：072-423-9586 Fax：072-423-6925

【2】 -----

事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）

◆中小法人・個人事業者のための月次支援金（経済産業省）

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

【支給要件（下記2点両方を満たす必要があります）】

- ・対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少（※2019年以降に開業した事業者は下記問い合わせ先へ個別ご確認ください）

【給付額】

- ・2019年又は2020年の基準月（2019年又は2020年における対象月と同じ月）の売上から2021年の対象月（対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月）の売上を差引いた金額（中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月）

【申請受付期間】

8月分：2021年9月1日～10月31日

9月分：2021年10月1日～11月30日

【詳細】以下のホームページをご確認ください。（変更される場合があります）
https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【問い合わせ先】

月次支援金事務局 相談窓口（8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応））

TEL : 0120-211-240

IP 電話等からのお問合せ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります)

◆第8期大阪府営業時間短縮協力金 (大阪府)

大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態措置等による施設の休業及び営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模(売上高)に応じた協力金を支給いたします。

【申請受付期間】

令和3年9月24日(金曜日)から令和3年11月4日(木曜日)まで

【対象期間】

令和3年9月1日(水曜日)から令和3年9月30日(木曜日)までの全期間

【詳細】以下のホームページをご確認ください。(変更される場合があります)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-8ki/index.html>

【大阪府営業時間短縮協力金コールセンター〔第7期・第8期〕】

電話番号 : 06-7178-1342 (平日・土曜 午前9時から午後6時)

※聴覚に障がいがある方等で、電話でのお問い合わせが難しい方は、ファクシミリでお問い合わせください。

ファクシミリ番号 : 06-6210-9075

◆大阪府酒類販売事業者支援金 (大阪府)

大阪府では、緊急事態措置による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短営業の影響を受けている府内の酒類販売事業者の方に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給します。

【申請受付期間】

令和3年7月分 : 令和3年8月1日(日曜日)から令和3年10月31日(日曜日)

令和3年8月分 : 令和3年9月1日(水曜日)から令和3年11月30日(火曜日)

令和3年9月分 : 令和3年10月1日(金曜日)から令和4年1月5日(水曜日)

【対象事業者】

大阪府内に本店又は住所のある酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給してい

る者 ※中小法人等及び個人事業者等に限りです。

【支給額】

≪売上減少率 90%以上≫※7月分、8月分、9月分のみ

中小法人等：上限 60 万円／月

個人事業者等：上限 30 万円／月

≪売上減少率 70%以上≫

中小法人等：上限 40 万円／月

個人事業者等：上限 20 万円／月

≪売上減少率 50%～70%未満≫

中小法人等：上限 20 万円／月

個人事業者等：上限 10 万円／月

各月において、事業者の売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について支給します。

【主な支給要件】

- (1) 国の月次支援金の給付を受けていること
- (2) 酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること
- (3) 酒類の提供を停止している飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること

【詳細】 以下のホームページをご確認ください。（変更される場合があります）

https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/shuruihanbai_shien/index.html

【問い合わせ先】

大阪府酒類販売事業者支援金コールセンター

〔電話番号〕 06-6654-3346

〔開設時間〕 午前9時30分から午後5時30分まで（平日のみ）

【3】 -----

新しい生活様式への経営環境整備を支援します（第4次募集）（市）

ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据え、新しい生活様式に適応した経営環境の整備を支援します。

【募集期間】

令和3年10月1日から11月15日（必着）まで

【注意点】

第1次募集から第3次募集にて補助金額が上限額50万円に達している事業者は申請できません。

【詳細】以下のホームページをご確認ください。（変更される場合があります）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/keieikankyokaizen.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課（072-423-9485）

【4】 -----

先端設備等導入を支援します（第4次募集）（市）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者のために、「先端設備等導入計画」に基づく設備投資を支援します。

【募集期間】

令和3年10月1日から令和3年11月15日（必着）まで

【注意点】

第1次募集から第3次募集にて申請された事業者は申請できません。

【詳細】

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/sentansetubi.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課（072-423-9485）

【5】 -----

広告掲載募集中！岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使い
ください！（市）

岸和田市では、民間事業者様への幅広い広告掲載の場の提供と、本市における財源確保の取組の一環として、様々な広告媒体への広告掲載を募集しています。得られた財源は公共施設の維持管理等に使われ、貴社の社会貢献活動にもつながります。今回は本市で募集中の広告媒体の中から注目度の高いものをご紹介します。ぜひ岸和田市の市有資産を貴社の広告塔としてお使いください！

◆ネーミングライツ（市公共施設への愛称命名権）

市公共施設の愛称命名権を購入する法人を随時募集しています。施設の「愛称」として法人名、商品名、ブランド名等を冠することができ、市公式ウェブサイト、広報紙や愛称看板の設置等により幅広くPRできます。現在、総合体育館、文化会館（マドカホール）、福祉総合センター、自然資料館を重点的に募集中！詳しくは下記 URL へアクセス、又は「岸和田市 ネーミングライツ」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/namingrights.html>

<本市ネーミングライツ導入施設実績>

正式名称：岸和田競輪場 ⇔ 愛称：ブッキースタジアム岸和田（H31.4.1～）

正式名称：岸和田市立浪切ホール ⇔ 愛称：南海浪切ホール（R1.10.1～）

正式名称：中央公園 ⇔ 愛称：まなび中央公園（R2.4.1～）

◆市公式ウェブサイトへのバナー広告

市公式ウェブサイト上に掲載するバナー広告を随時募集しています。募集しているページは「行政の窓口」のトップページ（2019年度約80万アクセス）、「だんじり」特設サイトのトップページ（2019年度約50万アクセス）となっており、1ヶ月の掲載からお申込み頂けます。貴社サイトの検索エンジン対策（SEO）や事業PRに最適！詳しくは下記 URL へアクセス、又は「岸和田市 バナー広告」で今すぐ検索！

グ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/3/banner-ad.html>

◆広告パートナーを募集中

市が保有する広告媒体に広告を掲載することに興味をお持ちの事業者様等をあら

はじめ登録する制度です。登録頂くと、市が広告主を一般公募で募集する際にお知らせが受け取れたり、一部の広告媒体では先行募集をさせて頂く等、有利な条件で市の広告媒体をご活用頂けます。また、登録されている事業者様は、市公式ウェブサイトに名称や所在地等も掲載されます！もちろん登録は無料！詳しくは下記 URL へアクセス、又は「岸和田市 広告パートナー」で今すぐ検索！

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/pa-tona-bosyu.html>

その他にも岸和田市では様々な広告媒体への広告主を募集中！本市の公共施設や公式ウェブサイトへ広告掲載してみませんか？

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/123/koukou-annai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市 財務部 行財政改革課

TEL : 072-423-9405 (直通)

E-mail : gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

【6】 -----

創業セミナー（岸和田商工会議所）

岸和田商工会議所では、独立開業を志す方や新たに事業を起こしたいと考えている方々を対象に、「創業セミナー」を開催いたします。独立開業を目指す方から開業して間もない方まで受講できます。

【日程】

11月6日（土）ゼロから学ぶ！起業に必要な基本知識と手続き

11月13日（土）簡単に実践できる！利益を出す販売促進活動の基本

11月20日（土）知って安心！事業資金調達と補助金・助成金活用法

11月27日（土）成果がでる！人材採用と定着促進の基本

各日の時間については下記ホームページをご確認ください。

【場所】

岸和田商工会議所

【受講料】

3,300円(消費税・テキスト代込)

【定員】

20名(申込先着順)

【申込】

下記必要事項をご記入の上、FAX・郵送・メールにてお申込み下さい。

- ①氏名(フリガナ) ②年齢 ③郵便番号、住所 ④TEL、FAX ⑤E-mail
- ⑥創業予定内容

【詳細】

以下のホームページをご確認ください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9102/>

【問い合わせ先】

岸和田商工会議所

〒596-0045 岸和田市別所町 3-13-26 TEL072-439-5023 FAX072-436-3030

メール koshukai@kishiwada-cci.or.jp ※土、日曜日を除く

【7】 -----

製造業向けDXセミナー(岸和田商工会議所)

～まずはここから！製造業のDX化～

製造業にもデジタルトランスフォーメーション(DX)の波が押し寄せています。

業界の構造が大きく変化している今、製造現場にも変革が求められています。

しかし、製造業のDXといっても、「そもそもDXって何?」「DX化のメリットは?」「何から手をつければよいのか分からない」と悩んでいる方は多いのではないのでしょうか。

今回のセミナーでは、製造業におけるDX化の必要性や解決すべき課題、その進め方について解説します。

【開催日時】

令和3年11月25日(木) 14:00～16:00

【開催会場】

岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町 3-13-26）

【受講方法】

会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】

無料

【講師】

山口透 氏（株式会社エムティブレイン 代表取締役）

【内容】

- 1) 製造業における「DX」とは？
- 2) DX化を進める必要性
- 3) DXの段階と進め方

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9118/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【8】 -----

知的財産に関するセミナー（岸和田商工会議所）

～「知的財産×SDGs」の切り口にて～

コロナ禍で新たな取り組み（製品・サービスの開発）に挑戦する企業が増えています。しかし、新たな取り組みでの成功は容易ではなく、如何にして差別化を図るかが成功の鍵の1つとなり、また知的財産を理解して差別化要因を保護することで、競争力の維持を実現することができます。他方、SDGsの普及により、社会課題への取り組みが企業価値を高める時代になっています。

本セミナーでは、「知的財産×SDGs」の切り口にて、新たな取り組みのヒン

トとなる成功事例をご紹介しますとともに、事例を通して知的財産の活用術について解説いたします。

【開催日時】

令和3年12月8日（水）14:00～16:00

【開催会場】

岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】

会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】

無料

【講師】

大池間平 氏（特許業務法人バリュープラス 代表弁理士）

【内容】

- 1) セミナーを理解するための知的財産の基礎知識
- 2) 新たな取り組みの”ヒント”となる成功事例の紹介
- 3) SDGsにおける社会課題と、社会課題への取り組み事例
- 4) 成功事例を通しての知的財産の活用術

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9119/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【9】 -----

サービス・小売・卸売業向けDXセミナー（岸和田商工会議所）

～DX化で掴むビジネスチャンス！売上・集客力アップ&業務効率化～
新型コロナウイルスの感染拡大によって、サービス・小売・卸売業はこれまでに経験したことのない未知の局面に突入しました。
消費者の行動や価値観が大きく変容する中で生まれたニューノーマルが定着しつつあり、DXによる新たなビジネスモデルを構築する必要があります。
DXは、単なるデジタル化ではなく、デジタル技術を活用しながらビジネスモデルや組織・企業文化を変革していくことです。
今回は、デジタルトランスフォーメーションの意味を確認し、なぜ今DXが求められているのか、どのように実現していけばいいのか、わかりやすく解説いたします。

【開催日時】

令和3年12月10日（金）14:00～16:00

【開催会場】

岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】

会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】

無料

【講師】

高谷幸治 氏（高谷経営支援事務所 代表）

【内容】

- 1) 経営課題を解決するDX推進とは？
- 2) DXを加速化するクラウドサービスのポイント紹介
- 3) 業績UPした企業の事例紹介

【申込方法】

下記URLからお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9120/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【10】 -----

Google マイビジネスセミナー（岸和田商工会議所）

Google マイビジネスをご存知ですか？

Google マイビジネスは、インターネット検索ツール利用者 No.1 の Google 検索画面

に表示される無料のHPであり、利用率の高さから即効性が期待できます。また、

無料ながら機能も充実しており自社のウェブサイトともリンク可能で、店舗の写真や営業時間、利用者の口コミなども反映され、登録することで店舗認知度の向上やお客様からの信頼性アップに繋がります！

セミナー内容

I. 活用のメリット

◆Google マイビジネスってなに？

◆GoogleMAP に店舗情報を無料で掲載できる！？

新たな販路を開拓し、新規顧客を獲得しましょう！！

II. 実際に登録してみよう

◆わからない所はその場で解決！

◆活用のポイントと運用のコツを体感できます！

講師と一緒に登録までを行い、リスクを侵さず成果を掴み取りましょう！！

日時 令和3年10月11日(月) 14:00~16:30 (質疑応答含む)

会場 岸和田商工会議所 2階集会室

参加 無料

詳細につきましては下記 URL をご覧いただくか、岸和田商工会議所までお問い合わせください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9049/>

電話 072-439-5023

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 企業経営支援担当

Tel：072-423-9485（企業経営支援直通）

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡下さい。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。